

主要な政策に係る評価書(令和2年度実施政策)

(総務省R3-12)

政策 ^(※1) 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備			分野	情報通信(ICT政策)	
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争の促進、ブロードバンド環境の整備促進、電波利用環境の維持・改善により利用者利便の向上を図るとともに、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の確保を実現することにより、世界最高水準の情報通信技術(ICT)インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 世界最高水準のICTインフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]: 電気通信事業分野の一層の競争促進を図る取組を実施することによる料金低廉化・サービス多様化や、ブロードバンド基盤の整備促進等による利用者利便の向上、ブロードバンド基盤の整備促進等による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、電波利用環境の維持・改善による無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上等による電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,339	757	977	1,041
		補正予算(b)	317	0	86	0
		繰越し等(c)	83	598	△ 74	
		合計(a+b+c)	1,739	1,355	989	
執行額		1,426	1,169	859		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2021	令和3年6月18日	第2章 2. 官民挙げたデジタル化の加速 (2)民間部門におけるDXの加速 ・光ファイバ整備を確実に進めるとともに、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた所要の措置を講ずる。 ・携帯電話市場における、公正な競争環境の整備を進め、料金の低廉化を図る。 ・大規模災害等への対応のため、インターネットエクスチェンジの地方分散やデータセンターの国内立地・新規拠点整備等に取り組む。
成長戦略実行計画	令和3年6月18日	第2章 3. 携帯電話料金の低廉化	
成長戦略フォローアップ	令和3年6月18日	1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (2) 5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 i) 安心安全な5G・ローカル5Gやポスト5Gの推進	
デジタル社会の実現に向けた重点計画	令和3年6月18日	第2部 1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及 (5) データセンターの最適化の実現 (6) 情報通信インフラの整備 6. アクセシビリティの確保 (1) 情報通信ネットワークの整備の支援 (4) 経済的事情等に基づく格差の是正 7. 安全・安心の確保 (4) 情報通信ネットワークの災害対策	
まち・ひと・しごと創生基本方針2021	令和3年6月18日	第三章 各分野の政策の推進 2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる (1) 地方への移住・定着の推進 ① 地方移住・移転の推進 6. 新しい時代の流れを力にする (1) 地域におけるSociety 5.0の推進 ① 地域における情報通信基盤等の環境整備	
知的財産推進計画2020	令和2年5月27日	5.コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築 (2) 模倣品・海賊版対策の強化	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			平成30年度	令和元年度	令和2年度		
			<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信市場検証会議において、年次レポートを公表し電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>		
			<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成30年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」を開催(平成31年4月に中間報告書取りまとめ)。平成31年1月に「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和元年8月、「電気通信事業分野における市場検証(平成30年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うために開催した「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において最終報告書を取りまとめ(令和2年2月)。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、「電気通信市場検証会議」を開催し、令和2年8月、「電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート」を策定・公表。</p> <p>・移動系通信分野における競争の進展、固定系通信市場と移動系通信市場との関係の変化、グローバル競争の激化その他の市場環境の変化等を踏まえ、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から検討を行うため、「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を開催し、令和3年3月、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(案)」を取りまとめ。</p>		

電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上	電気通信事業分野の公正な競争環境の整備	①	公正な競争促進に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」に基づき、毎年度実施した分析・検証結果等を取りまとめ、「電気通信事業分野における市場検証年次レポート」を公表。	・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成31年度以降の算定方法の見直しについて検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正（平成31年3月5日公布）。また、電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、平成30年9月に第二次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則を改正（平成31年3月8日公布）	・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和2年度の接続料算定に必要な第一種指定電気通信設備接続料規則を改正（令和2年1月10日公布）、同規則に基づくLRICモデルを通知。また、「長期増分費用モデル研究会」において令和4年度以降の接続料算定に適用し得るLRICモデルを検討。	・固定電話網に係るコストに関する情報収集等のため、最新の設備・通信技術等について調査研究を行い、その成果を踏まえ、令和3年度の接続料算定に必要な第一種指定電気通信設備接続料規則等を改正（令和3年4月1日施行（一部の規定は、公布の日（令和3年1月14日）から施行））、同規則に基づくLRICモデルを通知。また、情報通信審議会において、IP網への移行過程・移行後の音声接続料の在り方等について検討を実施。令和2年9月の一部答申を受けて、IP網への移行過程におけるひかり電話の音声接続料に関する規定等を整備のため、電気通信事業法施行規則等を改正（令和3年4月1日施行）。	・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を促進。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等の検討を促進。 【令和2年度】	イ
				「電気通信事業の公正な競争を促進するため、以下の取組を実施。 ・接続ルール改善等のため、制度整備を実施 ・利用者利益の向上のための検討を行い、通信料金の適正化やサービス改善に向けた課題を抽出 【平成29年度】	・電気通信事業の公正な競争促進のため、「接続料の算定等に関する研究会」において検討を行い、令和2年9月に第四次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定・公表（令和2年9月）するとともに、電気通信事業法施行規則等を改正（令和3年4月1日施行及び令和3年2月1日施行）。	・令和元年10月に施行した改正電気通信事業法の効果を分析・検証することを目的に「競争ルールの検証に関するWG」を令和2年4月から開催し、本事業で行っている調査研究の成果のデータも分析に活用しつつ、同年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2020」を取りまとめた。また、同報告書の内容も踏まえて、各種ガイドライン等の見直し、改正を行った。	・帯域制御等及びゼロレーティングサービスについて、各ガイドラインを踏まえた対応状況等に関するモニタリングを実施するため、「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」を開催し、事業者ヒアリング及び利用者アンケートを実施。また、利用者におけるサービス内容の理解の向上を図るとともに、通信事業者のネットワークへの持続的な設備投資及び競争環境を確保するため、同ワーキンググループの下で「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」を開催し、品質測定手法に向けた検討を実施。	前年と同規模（年7か所） 7か所	
情報システムのIPv6対応の促進	2	情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	年7か所 【平成29年度】	前年と同規模（年7か所） 7か所	前年と同規模（年7か所） 7か所	前年と同規模（年7か所） 7か所	前年と同規模（年7か所） 【令和2年度】	イ	

	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の着実な執行</p>	<p>3 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【平成29年度】</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。 (行政指導の件数:5,747件)</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。 (行政指導の件数:6,045件)</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。 (行政指導の件数:7,055件)</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【令和2年度】</p>	<p>イ</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p>	<p>④ 電気通信サービスの利用者の苦情・相談対応及びその内容の分析等を踏まえた電気通信サービスを安心・安全に利用する環境の整備</p>	<p>④ 電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組の進捗 <アウトプット指標></p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、課題抽出のため、電気通信サービスの契約現場への覆面調査等を実施し、事業者における利用者への説明義務の執行状況を確認した。その調査結果等を踏まえ、説明が不十分とされた事項について、必要な改善指導やガイドライン改定の制度整備を行うとともに、事業者の改善状況のフォローを実施。 【平成29年度】</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除制度の対象役務へのMVNO音声通話付サービスの追加等やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正)を実施。 ・情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」を踏まえ、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るための制度整備(「電気通信事業法」において、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスの休廃止に当たり事業者が利用者に周知する内容に関する事前届出を義務付け)を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された現行の消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催(平成31年4月に中間報告取りまとめ)。平成31年1月に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と連携し、通信料金と端末代金の完全分離や販売代理店の届出制度の導入等内容を「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を取りまとめ、当該提言を踏まえた「電気通信事業法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出(令和元年5月成立)。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備(「電気通信事業法施行規則」における初期契約解除に伴う対価請求項目の追加やそれに伴う「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正)を実施。 ・平成27年の電気通信事業法改正により充実・強化された消費者保護ルールについて、電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、その施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、「消費者保護ルールの検証に関するWG」を開催し、令和元年12月に報告書を取りまとめた。 また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境」に関する研究会と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、通信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出し、5月に成立、10月より施行されている。本法改正を受け、その詳細を定める省令やガイドラインの整備を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導を実施。 ・電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行うため、これまでの検討の場であった「消費者保護ルールの検証に関するWG」を令和2年6月より「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」へと名称を改め、中長期的な消費者保護ルールに関する課題も含めて検討を実施。 また、平成31年1月に「モバイル市場の競争環境」に関する研究会と連携して取りまとめた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を受け、通信料金と端末代金の完全分離、販売代理店への届出制度の導入、事業者及び販売代理店の勧誘の適正化等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が令和元年10月より施行されたところ、令和2年度においても引き続き施行状況に係るフォローアップを行い、関係省令やガイドラインの改定を実施。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 【令和2年度】</p>	<p>イ</p>

情報通信ネットワークの安全・信頼性基準等の見直し	⑤	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施 ＜アウトプット指標＞	電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。 【平成29年度】	電気通信事故の分析・評価を電気通信事故検証会議等において実施し、分析等の結果、これまでに認識していない新たな原因が判明した場合は安全・信頼性基準への反映を実施(100%)。	平成30年度に発生したソフトウェア起因する重大事故の原因・対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク等安全・信頼性基準等の見直しを検討中。	2件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。	1件の「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の改正を実施。	電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し等を実施。 【令和2年度】	イ	
	6	市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞	40台 【平成29年度】	40台以上	40台以上	40台以上	40台以上	40台以上 【令和2年度】	イ	
				40台	40台	41台				
	電気通信機器の技術基準適合性の確保	7	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ (※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定)	240人 【平成29年度】	240人	240人	240人	270人	270人 【令和2年度】	ロ
					228人	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日)の趣旨を踏まえ、令和元年度のMRA国際研修会は中止	310人			
地域データセンターの整備推進	8	地域データセンターの整備について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数 ＜アウトプット指標＞	年4件 【平成30年度】	年4件	年4件	年4件	年4件 【令和2年度】	イ		
				5件	8件	4件				
無線システムの高度化や電波利用ニーズに 無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	9	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大 ＜アウトカム指標＞	約900MHz幅(携帯電話等) 約350MHz幅(無線LAN) 【平成29年度】	移動通信システム用の周波数帯域幅の拡大に向けた取組を実施することにより、平成29年度までに確保した周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保。	2300MHz帯域幅を新たに確保	105MHz帯域幅を新たに確保	1100MHz帯域幅を新たに確保	平成29年度までに確保した移動通信システム用の周波数帯域幅に加えて、新たに周波数帯域幅(約2500MHz幅)を確保 【令和2年度】	イ	
				2018年2月、情報通信審議会より、「5GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2018年6月、周波数割当計画を変更して屋外で利用可能な100MHz幅(無線LANチャネルとして80MHz幅)を確保。 また、2018年7月、同審議会より、「第5世代移動通信システム(5G)の技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年1月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として合計2200MHz幅を確保。 引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2019年4月、情報通信審議会より「次世代高効率無線LANの技術的条件」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年7月、周波数割当計画を変更し、5.6GHz帯無線LANの使用周波数帯の拡張により5MHz幅を確保。また、2019年6月、同審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2019年12月、周波数割当計画を変更して携帯電話用周波数として100MHz幅を確保。 引き続き、移動通信システム用の周波数の拡大に向けた検討を継続。	2020年7月、情報通信審議会より、「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム(ローカル5G)の技術的条件等」について一部答申を受けた。これを踏まえ、2020年12月、周波数割当計画を変更して、携帯電話用周波数として1100MHz幅を確保。				
無線システムの高度化や電波利用ニーズに 無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善	10	新たな電波利用システムの実現に必要な技術基準等の策定 ＜アウトプット指標＞	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 【平成29年度】	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。	電波利用ニーズに対応した新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施。 【令和2年度】	イ	
				第5世代移動通信システムの導入のための制度整備など5件	ローカル5Gの導入のための制度整備など8件	L帯を用いた船舶及び航空機への安全通信システムの導入のための制度整備など12件				

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	測定指標①、④、⑤及び⑩については、達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、目標を達成している。 測定指標2、3、6、8及び9については、目標を達成している。 測定指標7については、目標未達成の年度があるものの、直近年度においては目標を達成している。 全体として、ほぼ全ての指標において目標を達成しており、残る指標についても直近年度においては目標を達成しているところ、本政策は「目標を達成した」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標①については、電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し年次レポートとして策定・公表するとともに、当該分野の競争促進等のため開催した会議において報告書等を取りまとめることにより、電気通信事業の制度・運用の改善を図ったり、電気通信事業分野における競争政策及び料金算定並びに情報通信基盤整備・確保の在り方等に関する調査研究を実施することにより、ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化を捉え、審議会等の基礎資料等として活用するとともに、電気通信事業法の一部を改正する法律、電気通信事業法施行規則及び第一種・第二種指定電気通信設備接続料規則等の制度見直し等を検討・実施するなど電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備等を実施することにより、目標を達成できた。 測定指標2については、IPv6関連のセミナー等の機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、目標を達成することができた。また、政策における一定の成果として、10万契約以上のISPにおけるIPv6対応状況は75.0%(平成28年度)から87.5%(令和元年度)へ増加した。 <p><施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、特定電子メールの送信の適正化に関する法律等を適正に執行することより、目標を達成することができた。 測定指標④については、電気通信サービス利用者の苦情・相談内容等を継続的に分析し課題を抽出した上で必要な検討を行い、消費者利益確保のための制度改正、政策の見直し等を実施したことから、目標を達成できた。 測定指標⑤については、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の改正を適切に行ったことにより、目標を達成することができた。 測定指標⑥については、市場調査における端末機器の管理を適切に行ったことにより、目標を達成することができた。 測定指標7については、平成30年度及び令和元年度の目標は未達成であったものの、MRA国際研修会の開催に係る周知等を行ったことにより、目標期間の最終年度に当たる令和2年度においては、目標を達成できた。 測定指標8については、適切に普及啓発活動を行うことにより、目標を達成することができた。 <p><施策目標>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標9については、移動通信システム用の周波数帯域として新たに3505MHz幅を確保することができた。 測定指標⑩については、5Gやローカル5G等の技術基準を策定し、新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施することができた。 	
	評価結果	<p><施策目標>電気通信事業分野の競争促進、インターネット利用環境の整備促進等による利用者利便の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標①については、目標を達成しているため、引き続き利用者利便の向上を図るための制度改善や見直しを推進していくこととする。 測定指標2については、これまでの取組のアウトカムとして、10万契約以上のISPにおけるIPv6対応状況は87.5%となるなど一定の成果が表れており、今後は国の政策ベースではなく、民間主体の取組によるIPv6化の進展が期待されることから、次期目標の設定は行わない。 <p><施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、目標を達成しているため、引き続き迷惑メール対策の取組を着実に推進していくこととする。 測定指標④については、日々進展する電気通信サービスを取り巻く状況を踏まえ、継続的に取り組む必要があることから、引き続き現状分析を行うとともに、新たな課題の抽出・分析を行い、今後も制度改正の必要性を検討していくこととする。 測定指標⑤については、施策目標の達成には、電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や有識者からの意見を踏まえ、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準へ反映することが重要であることから、引き続き、指標は「電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施」とし、目標(値)は「100%」とする。 測定指標6については、施策目標の達成には、電気通信機器の技術基準適合性を確保していく必要があるため、そのためには市場に流通している端末機器の技術基準への適合性の確保は重要と考えているところ、指標は有識者の意見を踏まえ「前年度の市場調査の結果、技術基準への不適合が明らかとなった端末機器の台数のうち、同調査を行った年度の翌年度までに是正対応をした端末機器の台数の比率」とし、目標(値)は令和2年度実績を踏まえ「100%」とする。 測定指標7については、施策目標の達成には、電気通信機器の技術基準適合性を確保していく必要があるため、そのためには関係者間で情報交換するMRA国際研修会の開催は重要と考えているところ、引き続き、指標は「MRA国際研修会の参加者数」とし、目標(値)は近年の電気通信・無線機器の社会経済への浸透、国際化の進展を踏まえ「300人以上」とする。 測定指標8については、目標を達成しており、引き続き周知・啓発活動を行っていく。データセンターの整備促進については令和3年6月に閣議決定された政府戦略に盛り込まれたことから次期も継続して測定指標を設定する。 <p><施策目標>無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応した情報通信基盤の利用環境の維持・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標9については、目標年度を迎え目標を達成するとともに、5Gやローカル5G等移動通信システムの導入に必要な周波数の割当を行えたことから、次期施策目標の指標から削除する。 測定指標⑩については、目標を達成しているが、移動通信システムの高度化を始めた電波利用ニーズの動向を把握し、新たな電波利用システムの導入に向けた制度整備を引き続き推進していくこととする。 <p>(令和4年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>
次期目標等への反映の方向性	令和4年度予算概算要求への主な反映内容	日々進展する電気通信サービスの状況を踏まえ、電気通信事業分野における競争環境の整備や電気通信サービスの安心・安全な利用環境の実現のため、「電気通信事業分野における競争環境の整備に関する調査研究」について増額要求を行う。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—
学識経験を有する者の知見等の活用	令和3年7月、令和3年度「総務省の政策評価に関する有識者会議」における西出構成員(明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授)の御意見等を踏まえ、指標3の「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の記述を追記するなど、評価書に反映させた。	

政策評価を行う過程 において使用した資料、 データその他の情報	電気通信事業分野における市場検証(令和元年度)年次レポート(令和2年8月公表) (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000362.html)
---------------------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課長 木村 公彦 電波部電波政策課長 萩原 直彦	政策評価実施時期	令和3年8月
---------	--	--------	---	----------	--------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。